

平成二十二年一月六日

青森県教育委員会第七百三十二回定例会

期日 平成二十二年一月六日（水）
場所 教育庁教育委員会室

会議次第

- 一 開会
- 二 報告
報告第一号 学校職員の人事について
..... 1
- 三 議案
議案第一号 学校職員の人事について
（非公開の会議）
- 四 その他
平成二十二年年度県立高等学校及び県立特別支援学校高等部入学者選抜における新
型インフルエンザ等への対応について
..... 2
職員の懲戒処分の状況について
..... 6
- 五 閉会

報告第一号

学校職員の人事について

青森県立三沢商業高等学校校長 吉田 健 の辞職の承認について、教育委員会の会議を招集する暇がなかつたため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第四条第一項の規程に基づき、教育長において臨時に代理し、次のとおり行つたので、ここに報告します。

青森県立三沢商業高等学校

校長 吉田 健

辞職を承認する

平成二十一年十二月二十日

青森県教育委員会

〔その他〕

平成 22 年度県立高等学校及び県立特別支援学校高等部入学者 選抜における新型インフルエンザ等への対応について

青森県教育委員会

今般の新型インフルエンザの感染拡大に伴い、新型インフルエンザ等に対する県立高等学校及び県立特別支援学校高等部入学者選抜に関して、次のように対応する。なお、この対応は今回限りの特別措置として行う。

1 県立高等学校入学者選抜

(1) 対応

ア 追検査について

3 月中に前期選抜と後期選抜を実施することにより、これらの学力検査等の全部又は一部を欠席した者を対象とする追検査は、日程の確保が困難であるため実施しない。

イ 学力検査等の全部又は一部を欠席した者の取扱いについて

平成 22 年度青森県立高等学校入学者選抜要項「13 入学者選抜(4)」(注)により選抜を行う。

特に、前期選抜については、次のとおりとする。

3月8日(月)に面接及び口頭試問を行う。また、学校によっては実技検査、作文等を実施する。

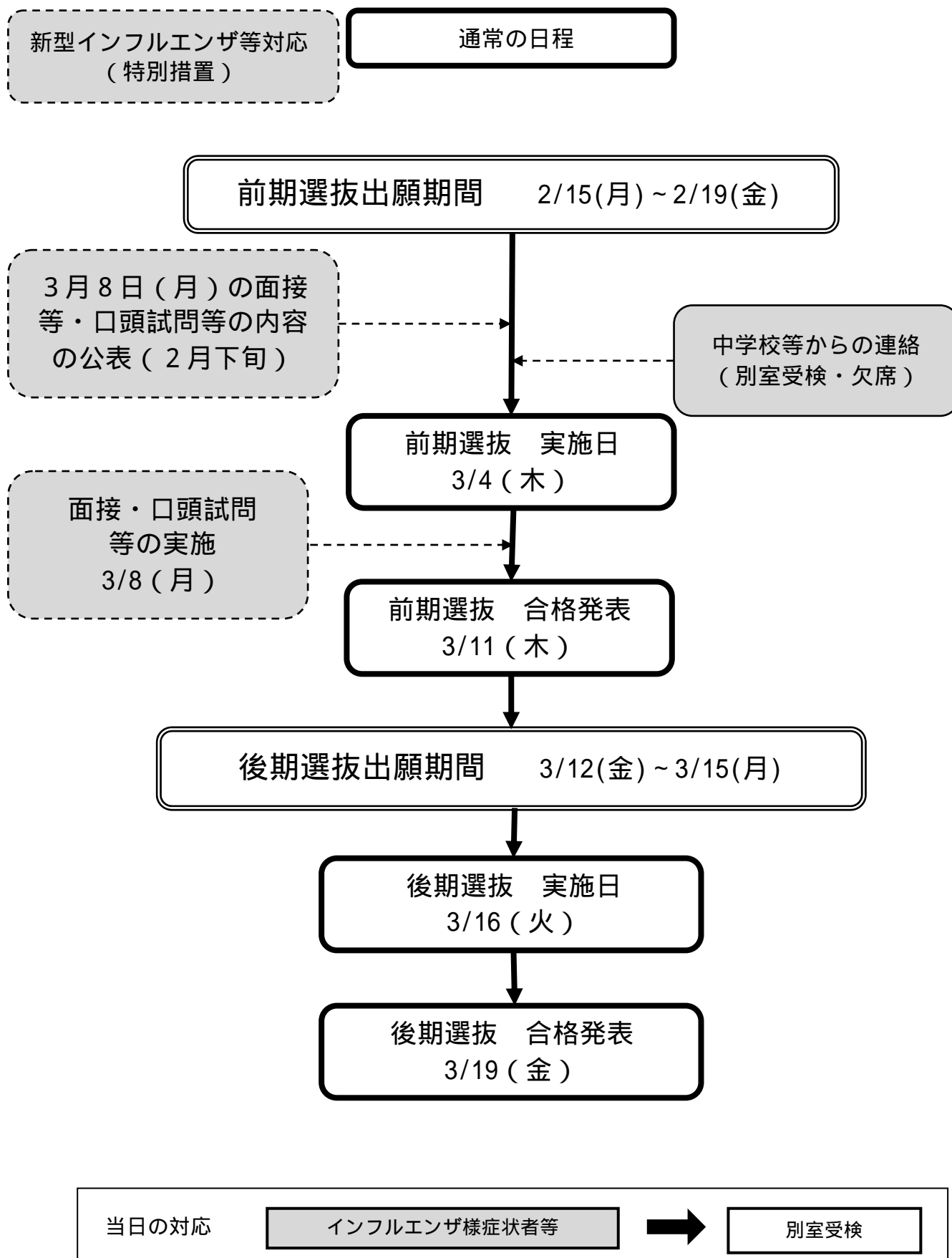
口頭試問は、面接委員からの質問に対して、口頭で回答したり、考え方を説明するなどの形式の試験で、学力検査と同程度の内容とし、各校の実態に応じて作題する。

3月8日(月)に実施する各校の面接等の内容については、2月下旬に県教育委員会ホームページ等で公表する。

(注)平成 22 年度青森県立高等学校入学者選抜要項「13 入学者選抜(4)」

病気、交通事故その他やむを得ない事由によって、学力検査等の全部又は一部を受けることができなかった者については、県立高校の校長が事情を調査の上、適切な方法によって選抜を行う。

(2) 新型インフルエンザ等に対する県立高等学校入学者選抜の日程



2 県立特別支援学校高等部入学者選抜

(1) 対応

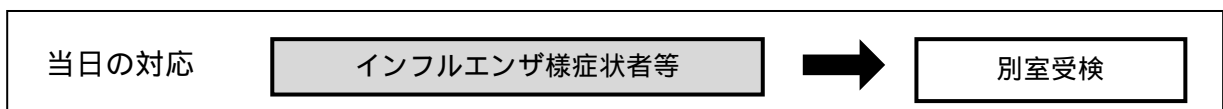
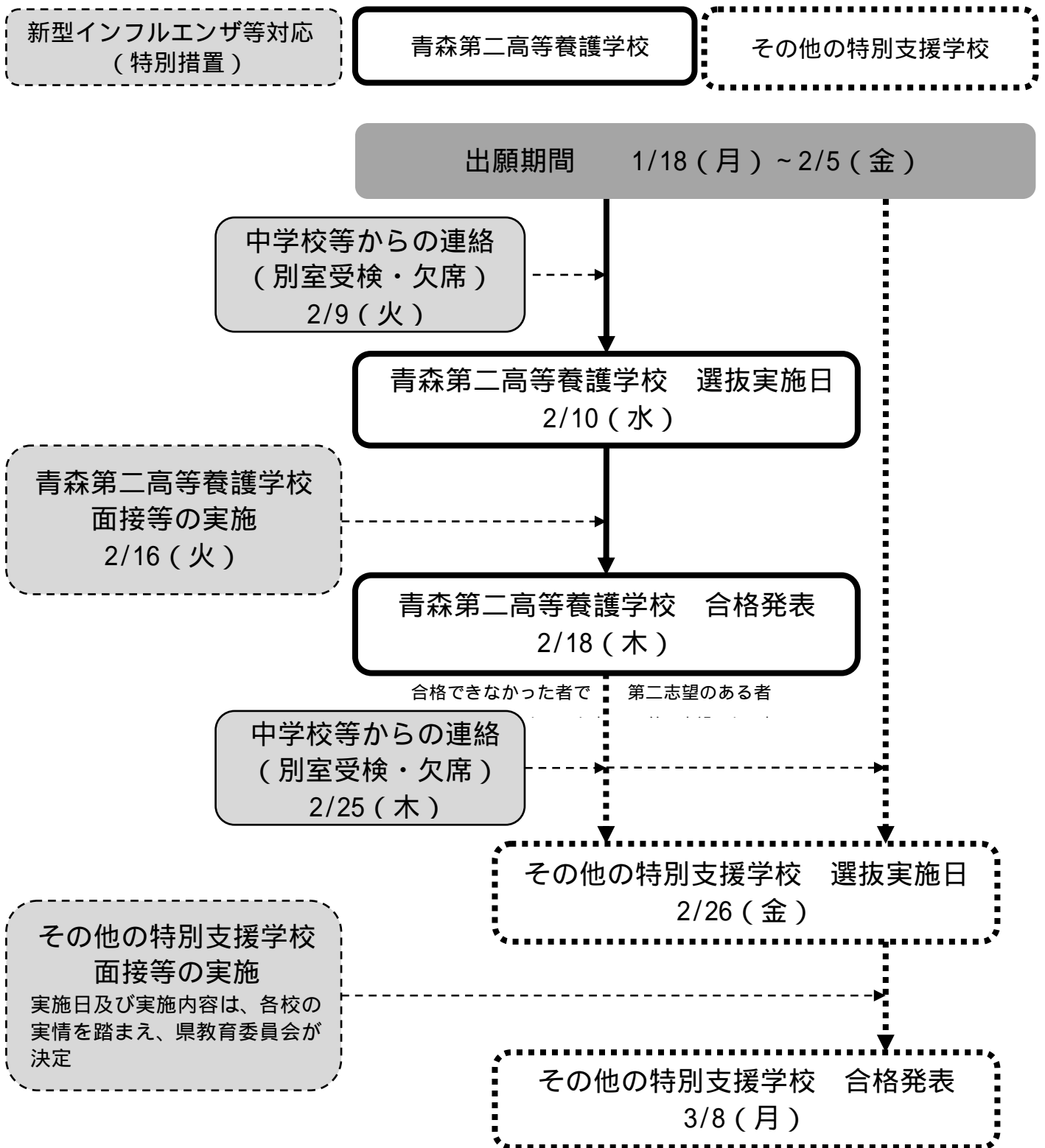
ア 青森第二高等養護学校について

選抜（2月10日（水））の欠席者に対し、2月16日（火）に面接及び諸検査を実施する。

イ その他の特別支援学校について

選抜（2月26日（金））の欠席者に対する面接及び諸検査の実施日及び内容は、各校の実情に応じて定める。

(2) 新型インフルエンザ等に対する県立特別支援学校高等部入学者選抜の日程



〔その他〕

職員の懲戒処分の状況

平成22年1月(12月1日～12月31日分)

青森県教育委員会

- | | | |
|-----|--------|--|
| 事案1 | 被処分者 | 上北地域の市部以外の小学校 教諭(39歳 女性) |
| | 事件の概要等 | 速度超過(30km/h以上50km/h未満)
・平成21年9月24日(木)午前7時21分頃
・十和田市内の市道
・最高速度40km/hのところ、72km/hで走行 |
| | 処分内容 | 戒告 |
| | 処分年月日 | 平成21年12月7日 |
| 事案2 | 被処分者 | 下北地域の高等学校 校長(59歳 男性) |
| | 事件の概要等 | 速度超過(20km/h以上25km/h未満)
・平成21年11月15日(日)午前6時47分頃
・青森市内の国道
・最高速度60km/hのところ、82km/hで走行 |
| | 処分内容 | 戒告 |
| | 処分年月日 | 平成21年12月18日 |
| | その他 | 平成21年4月9日に速度超過を起こしていること及び管理職であることから、量定を加重。 |
| 事案3 | 被処分者 | 東青地域の高等学校 教諭(46歳 男性) |
| | 事件の概要等 | 人身事故(治療期間が30日以上3月未満)
・平成20年9月18日(木)午後5時10分頃
・青森市内の国道
・自動車で退勤途中、青信号で交差点に進入し右折する際に、横断歩道を渡っていた自転車に衝突したものの。
・事故の相手方 女性1名(58日の加療) |
| | 処分内容 | 減給3月(給料の月額額の10分の1) |
| | 処分年月日 | 平成21年12月11日 |